

◆◇◆—————2024.9.25-1—————

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.1230

本日はメルマガを 2 回に分けて配信します。

.....【お知らせメニュー】.....

- 社会保障審議会介護給付費分科会（第 242 回 R6.9.12）
—在宅介護どう確保 厚労省、サービス提供体制の効率化など検討
今秋から調査開始

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は今秋から、目下の介護現場の課題や今年度の介護報酬改定の影響などを詳しく把握する調査を開始します。

今後の介護報酬改定をめぐる議論に結果を活かす方針。今月 12 日の審議会（社会保障審議会・介護給付費分科会）で調査票などを説明し、委員から大筋で了承を得ました。

実施する調査は、

- 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業
- 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業
- リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業
- 地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供のあり方に
に関する調査研究事業

の 4 種類です。

このうち注目されるのが、4 つ目の「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業」です。人手不足が深刻な各地域で持続的なサービス提供体制をどう作っていくか、が主なテーマとなります。

対象は幅広く、訪問介護や訪問看護、定期巡回・随時対応サービス、通所介護、小規模多機能、居宅介護支援などの事業所が含まれます。都道府県や市町村への悉皆調査も実施されます。

厚生労働省は事業所の経営状況、訪問系サービスの提供状況、人材確保の状況、利用者の充足状況、テクノロジーの活用状況などを探る計画です。事業所の数の変化や休止・廃止の状況、自治体の支援策、過疎地の課題なども調べる考えです。

そのうえで、より効果的・効率的なサービス提供のあり方、事業所同士の連携のあり方、人材確保の有効な方策などについて、都市部と地方の違いも考慮して具体的に検討していくとしました。既に多くの地域で“人材確保危機”が顕在化している在宅介護をどうしていくか、という本丸の課題と真正面から向き合う調査となるため、今後の動向に関係者の注目が集まりそうです。

会合では全国老人福祉施設協議会の小泉立志副会长が、「この調査は介護保険制度の存続という観点から非常に重要」と強調。「特に中山間地域や離島などの今後のあり方には多くの課題がある。利用者・職員の不足で事業として成り立たない地域もあると思われるため、制度のあり方も含めて調査結果を活用して頂きたい」と求めました。

また、当協会より委員として出席した濱田和則副会长は、「居宅介護支援についても、人材不足などでケアマネジメント支援が困難、及び在宅生活に必要な介護サービスの確保が難しくなりつつある地域がある。訪問介護と同様に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターについても、今後の対策を十分に検討できるような調査結果を期待したい」と述べました。

◆「ヘルパーに正当な評価を」人材確保危機の訪問介護、審議会で報酬増や賃上げを求める声相次ぐ

この日の会合では、有効求人倍率の上昇が著しい訪問介護の支援策も俎上に載りました。

現場の関係者や有識者らで構成する委員からは、今年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられた経緯も念頭に、より思い切った手を打つべきと訴える声が相次ぎました。

厚生労働省は今回、今年度から拡充・一本化した新たな処遇改善加算の効果を最大化したいと重ねて説明しました。そもそも取得していない事業所を減らしたり、上位区分へ移れる事業所を増やしたりする取り組みを強化するとし、「個々の事業所の取得状況に応じて、きめ細かく丁寧に対応していきたい」と理解を求めています。

あわせて、8月末に財務省へ提出した来年度予算の概算要求の内容も紹介しました。

都道府県ごとに設置している基金の使途のメニューに、特に小規模な事業所のホームヘルパーの確保、経営改善などに向けた施策を加えると説明。ヘルパーの魅力を伝える広報事業も新たに展開するとし、「訪問介護を担う人材の確保・定着を通じ、事業所の経営の安定化を図っていきたい。地域で必要なサービスが提供される環境の整備に努めていく」と強調しました。

濱田副会長は意見交換の中で、「訪問介護は近年、特に夜間・早朝や休日の人材不足が顕著だ。退院して自宅に利用者が帰る等で夜間や早朝のサービスを受ける場合、人材不足の中特定の訪問介護事業所に負担が偏らないように複数事業所へ打診し、ケアプランを作成することも必要になってきている。極端なケースでは毎日異なる事業所に訪問介護サービスを依頼することもある」と厳しい現状を報告しました。そのうえで、「国の支援策が予算事業の場合、各自治体がそれを採択してはじめて事業所が活用できるようになる。事業が滞らないよう、自治体などへの周知広報を進めてほしい」と呼びかけました。

また、日本医師会の江澤和彦常任理事は、新たな処遇改善加算について「まずは現場の職員に恩恵を届けることが先決」と言明し、算定要件の緩和も検討するよう促しました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43447.html

◆ 現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

□全国大会 in ながの【令和 6 年 9 月 25 日事前申し込み締め切りです！】

<https://nacm.jp/zenkoku2024/>

□ご登録アドレスについて

・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

（会員専用 My ページ>会員情報の変更）

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。

・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。

・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。

・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答できません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
